

監查指導課

Ⅹ 監査指導課の業務概要

平成16年4月組織改正により、県内5か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査等業務を実施している。

1 指導監査等業務の概要

- (1) 社会福祉事業を営む社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設及び婦人保護施設）の運営管理、入所者等の処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 監査指導課の所管区域

- (1) 松戸健康福祉センター管内
松戸市、流山市、我孫子市
- (2) 野田健康福祉センター管内
野田市
- (3) 中核市保健所管内
柏市（県が所管する社会福祉法人等）

3 指導監査等の実施状況等

(1) 指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び高齢者、児童、障害者、介護保険サービスなど多岐にわたる社会福祉施設等の指導監査等について、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和2年度の監査等の実施数は139、前年度比76%の減で、主に新型コロナウイルス感染症の影響により、5月から7月の実地による監査を中止し、8月以降については、書面による監査可能な保育所等のみの実施としたことによるものである。

(2) 主な指摘事項

令和2年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

ア 保育所等について、配置職員が不足、経理処理が不適切など

イ 認可外保育施設について、避難及び消火訓練の回数不足、健康診断の未実施・回数不足など

表1 社会福祉法人等の指導監査等実施状況

種別		区分	令和2年度						
			法人・施設数 A	計画数 B	計画率(%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率(%) D/B	
社会福祉法人等	社会福祉法人		30	18	60.0	0	0	0.0	
	1 社会福祉協議会		—	—	—	—	—	—	
	2 施設を営するもの		30	18	60.0	0	0	0.0	
	第一種経営		8	6	75.0	0	0	0.0	
	第二種経営		22	12	54.5	0	0	0.0	
	3 施設を営しないもの		—	—	—	—	—	—	
	児童福祉行政(市町村)		4	4	100.0	0	0	0.0	
	計		34	22	64.7	0	0	0.0	
社会福祉施設等	社会福祉施設(第一種)		81	36	44.4	0	0	0.0	
	1 保護施設		—	—	—	—	—	—	
	2 老人福祉施設		71	26	36.6	0	0	0.0	
	3 児童福祉施設		5	5	100.0	0	0	0.0	
	内 訳	障害児入所施設		4	4	100.0	0	0	0.0
		児童自立支援施設		—	—	—	—	—	—
		乳児院		—	—	—	—	—	—
		児童養護施設		1	1	100.0	0	0	0.0
		母子生活支援施設		—	—	—	—	—	—
		児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)		—	—	—	—	—	—
	4 婦人保護施設		—	—	—	—	—	—	
	5 障害者支援施設		5	5	100.0	0	0	0.0	
	社会福祉施設(第二種)等		2,280	689	30.2	139	0	20.2	
	1 保育所		162	162	100.0	72	0	44.4	
	2 幼保連携型認定こども園		16	16	100.0	13	0	81.3	
	3 認可外保育施設		76	76	100.0	54	0	71.1	
	4 有料老人ホーム		134	70	52.2	0	0	0.0	
	うちサービス付高齢者向け住宅		56	27	48.2	0	0	0.0	
	5 介護保険指定事業所		1,199	200	16.7	0	0	0.0	
	6 指定障害福祉サービス事業所		492	85	17.3	0	0	0.0	
	7 指定障害児通所支援事業所		188	70	37.2	0	0	0.0	
8 指定児童発達支援センター		6	6	100.0	0	0	0.0		
9 指定一般相談支援事業所		7	4	57.1	0	0	0.0		
計		2,361	725	30.7	139	0	0.0		
合計		2,395	747	31.2	139	0	18.6		

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。